

令和7年度 札幌市公共事業（国土交通省所管補助事業及び交付金事業）再評価対象事業に係る対応方針一覧表

番号	事業種別	補助金（交付金）名 ・ 事業名	対象事業選定理由（※1）					事業の経緯			総事業費 （百万円）	B/C （※2）	その他の指標による評価	経緯	札幌市 対応方針 （※3）	決定理由等	
			①	②	③	④	⑤	事業採択 年度	工事等 着手年度	完成予定 年度							
委員会 審議事項			該 当 事 業 無														
委員会 報告事項	1	道路事業	社会資本整備総合交付金事業 札幌圏都市計画道路事業 3・2・616号 屯田・茨戸通 (屯田西工区)	○					H28	H30	R7	8,189	1.3	・主要幹線道路における未整備区間の整備であり、周辺及び広域的な地域間の連携強化が図られる。 ・緊急輸送道路に指定されており、災害時における応急活動の迅速化が図られる。	（以下理由により審議対象外とした） ・令和6年度末時点で、用地買収、埋蔵文化財調査、軟弱地盤対策が完了し、残事業は路盤造成及び舗装工事を残すのみであるため。 ・B/Cは令和6年度末の時点で1.0を超えており、十分な事業効果が見込まれるため。 ・第25回札幌市公共事業評価検討委員会（令和3年度）において、本路線の3工区の1つである西茨戸工区を対象に審議がなされた結果、屯田・茨戸通全体を整備することで高い事業効果が見込まれることから、事業継続が決定された。これにより、引き続き屯田西工区についても、事業を継続することが必要と考えられるため。	継続	新設道路の整備により、周辺道路の混雑状況が改善されることに加え、地域の連携強化、災害時における応急活動の迅速化など高い事業効果が見込まれるため、事業を継続する。
	2	街路事業	社会資本整備総合交付金事業 札幌圏都市計画道路事業 3・4・200号 新琴似第1横通ほか2			○			H13	H13	R9	4,262	1.1	・歩車道拡幅により、自転車利便性の向上、良好な歩行空間が創出される。 ・堆雪スペース確保により、冬期交通環境が改善される。	（以下理由により審議対象外とした） ・B/Cは令和6年度末の時点で1.0を超えており、十分な事業効果が見込まれるため。 ・進捗率（事業費ベース）が96%と非常に高く、残事業についても、令和8年度に用地買収が完了し、令和9年度に整備が全て完了する見込みのため。	継続	全ての整備が完了することにより、良好な歩行空間の創出、交通の円滑化等の高い事業効果が見込まれるため、事業を継続する。

※1 対象事業選定理由については、次のいずれかに○印。

- ①は、事業採択後、一定期間が経過した時点で未着工の事業（一定期間とは5年間）
- ②は、事業採択後、長期間が経過した時点で継続中の事業（長期間とは補助事業においては5年間、交付金事業においては10年間、継続中の事業には一部供用されている事業を含む）
- ③は、準備・計画段階で一定期間が経過している事業（一定期間とは5年間）
- ④は、再評価実施後、一定期間が経過している事業（一定期間とは5年間、下水道事業は10年間）
- ⑤は、社会経済の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業。

なお、国際競争拠点都市整備事業については、国の再評価実施要領細目に基づき、全ての補助対象事業をまとめて一つの事業単位として再評価を実施。

（各事業の対象事業選定理由は統一して記入。）

※2 B/Cとは、費用便益比のことであり、費用(Cost:用地・工事費、維持管理費)と便益(Benefit:事業実施による効果を貨幣換算化したもの)との比で表されます。道路・街路・区画整理事業の便益には、移動時間が短縮されることや交通事故が減少することなどによる効果があります。河川事業の便益には、洪水氾濫が防止されることにより、災害による被害を減少できるなどの効果があります。B/Cが1.0以上(便益≧費用)であれば、投資効果があることになります。

※3 対応方針については、「継続」「見直し継続」「中止」のいずれかを記入。